

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

新市名称候補選定小委員会

第1回委員会資料

日時 平成15年6月27日（金）

午後2時から

場所 掛川市役所 5階 全員協議会室

次 第

	頁
1 開 会	
2 委員等紹介	
・新市名称候補選定小委員会委員等名簿	1
3 新市名称候補選定小委員会の概要	2
4 委員長及び副委員長の選出	4
5 議 題	
(1) 新市名称候補選定小委員会運営要領（案）について	5
(2) 新市名称候補の選定方法について	6
(3) 新市名称候補選定基準（案）について	14
6 その他	
・次回の会議の開催について	
日時：平成15年 月 日（ ）午後2時から	
会場：	
7 閉 会	

【参考資料】

(1) 新市名称の考え方について	15
(2) 1市2町の名称の由来と変遷について	17
(3) 先進事例	18

新市名称候補選定小委員会委員等名簿

1 委員

区分	氏名	市町名	役職等	備考
1号委員 (助役)	小松正明	掛川市	掛川市助役	
	川口 功	大東町	大東町助役	
	水野幸雄	大須賀町	大須賀町助役	
2号委員 (議会選出)	戸塚正義	掛川市	掛川市議会議長	
	牧野勝彦	大東町	大東町議会副議長	
	上野良治	大須賀町	大須賀町議会議員	
3号委員 (学識経験者)	滝沢恵子	掛川市	掛川市社会教育委員	
	松本恵次	大東町	大東町教育委員	
	蒲原忠雄	大須賀町	大須賀町商工会長	

2 事務局

区分	氏名	所属市町	職名	備考
事務局	松井 孝	掛川市	事務局長	
	栗田 博	大東町	事務局次長	
	高鳥康文	掛川市	総務係長	
	富田 徹	大東町	総務係	
	服部和敏	大須賀町	総務係	
	広岡由起子	掛川市	総務係	

新市名称候補選定小委員会の概要

1 設置の趣旨

(1) 名称協議特有の問題

新市の名称は、住民生活の基本となるものであり、住民の一体感や郷土意識を醸成するとともに、地域の歴史や文化の継承や新たな創造に向けて重要な役割を担うものであるため、合併の期日、合併の方式、事務所の位置などと並んで、合併協議の最重要項目の一つとされています。名称は、旧市町村の歴史・文化や地理的特性など、その土地特有の問題と密接な関係にあることから、住民の感情に深く根ざしている部分が多く、特に難航することが多い協議項目とされています。

(2) 効率的な協議会の運営のために・

新市の名称について、当初から協議会全員で協議する場合は、たたき台となる原案もなく、名称の選定基準も明確でないため、往々にして協議が非効率的となることが多く、ともすれば感情的な対立に発展することも予想されます。そこで、最近では、協議会の効率的かつ円滑な運営のため、小委員会を設置し、名称の選定基準や公募の実施の有無など、名称候補の選定方法について十分に検討した上で名称の候補数点を選定し、最終的には協議会で決定する例が多くなっています。

2 小委員会の役割

(1) 名称候補の選定（第2条第1号）

・合併協議会において協議の対象となる数点の名称候補を選定します。

(2) 名称候補の選定基準の策定（第2条第2号）

・名称の決定が恣意的にならないよう、名称の選定基準を定めます。

(3) その他新市名称の選定に関し必要な事項（第2条第3号）

・名称候補の選定方法（公募の有無等）を定めます。

・公募を実施する場合は、公募要領、募集要領等を定めます。

（注）公募により名称候補を選定する場合は、第3回協議会（7月15日開催予定）で報告後、8月中旬から約1月間、協議会だより、広報紙、HP等を通じて募集を行うこととなります。

3 小委員会の構成

(1) 小委員会は、次に掲げる9人の委員で構成されています。

・助役3人 ・議会選出議員3人（各1人） ・学識経験者3人（1市2町枠）

(2) 小委員会には、委員長と副委員長が置かれ、それぞれ委員の互選により定められます。

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程

(設置)

第1条 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 小委員会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 掛川市、大東町及び大須賀町(以下「1市2町」という。)が合併した場合における新市の名称(以下「新市名称」という。)の候補の選定
- (2) 新市名称の選定基準の策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新市名称の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、委員9人をもって組織する。

2 小委員会の委員(以下「委員」という。)は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 規約第8条第1項第1号の助役
- (2) 規約第8条第1項第2号の議員(1市2町から各1人)
- (3) 規約第8条第1項第3号の学識経験を有する者(1市2町から選出された者各1人)

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 小委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における協議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月16日から施行する。

委員長及び副委員長の選出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程第4条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり委員長及び副委員長を委員の互選により定める。

職名	氏名	所属市町
委員長		
副委員長		

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、委員長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には、あらかじめ会議に諮り会議を公開しないことができる。

（表決）

第3条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、委員長が全会一致により決することが困難であると認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

（会議の傍聴）

第4条 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程第2章(第16条を除く。)の規定は、会議の傍聴について準用する。この場合において、同章中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年6月27日から施行する。

新市名称候補の選定方法について

選択肢

1 公募を実施する場合

小委員会において公募要領・選定基準等を定めた上で公募を行い、公募結果等を参考に新市にふさわしい名称の候補を数点選定する。

最近の例では、多くの合併協議会において公募による選定方法を採用する例が多い。

【メリット】

- (1) 合併の議論に関係住民のすべてが参加でき、公平性が確保される。
- (2) 応募は、新市となる地域の歴史、地理的条件、将来像等を想定して行われるため、住民一人ひとりが新市となる地域を再認識する良い機会となる。
- (3) 地域の情報発信、アピール、PRに効果がある。

【デメリット】

- (1) 応募作品が多数となる場合は、内容が多種にわたることが予想され、集計事務の煩雑が懸念される。
- (2) 全国公募を実施した場合、地域性の希薄化が懸念される。

2 公募を実施しない場合

小委員会において選定基準等を定め、各委員から新市にふさわしい名称の候補を提案した後、それらの中から候補を数点選定する。

【メリット】

- (1) 公募を実施しないことにより、迅速な選定が可能である。
- (2) 集計事務が簡易である。

【デメリット】

- (1) 名称候補の選定に対する各委員の責任の度合いが高くなる。
- (2) 住民参加の希薄感及び公平性の確保に対する懸念が生じる。

こうした懸念を払拭するため、住民への周知を徹底する必要がある。

(参考)

新市名称の公募実施状況一覧（新設合併における先進事例）

都道府県	合併市又は合併協議会	合併期日	合併関係市町村	公募の有無
茨城県	ひたちなか市	平成6年11月1日	勝田市・那珂湊市	有り
東京都	あきる野市	平成7年9月1日	秋川市・五日市町	無し
兵庫県	篠山市	平成11年4月1日	篠山町・西紀町・丹南町・今田町	有り
東京都	西東京市	平成13年1月21日	田無市・保谷市	有り
埼玉県	さいたま市	平成13年5月1日	浦和市・大宮市・与野市	有り
香川県	さぬき市	平成14年4月1日	津田町・大川町・志度町・寒川町	無し
静岡県	静岡市	平成15年4月1日	静岡市・清水市	有り
山梨県	南アルプス市	平成15年4月1日	八田村・白根村・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	有り
香川県	東かがわ市	平成15年4月1日	引田町・白鳥町・大内町	有り
福岡県	宗像市	平成15年4月1日	宗像市・玄海町	有り
山口県	周南市	平成15年4月21日	徳山市・新南陽町・熊毛町・鹿野町	有り
島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会	-	大東町・加茂町・木次町・三刀町・吉田村・掛合町	有り
〃	出雲地区合併協議会	-	出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多岐町・湖陵町・大社町	有り
岐阜県	東濃西部合併協議会	-	多治見市・瑞浪市・土岐市・笠原町	有り
三重県	伊賀地区市町村合併協議会	-	上野市・伊賀町・鳥ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町	有り

【公募を実施する場合】

新市名称決定までのスケジュール（案）

時 期	協 議 会	小 委 員 会	事 務 局
5月19日	第1回協議会		
6月16日	第2回協議会 小委員会設置規程の承認		
6月27日		第1回小委員会 正副委員長の選出 名称選定方法の検討 公募要領・募集要領の検討 名称選定基準の検討	第1回小委員会の決定を受け、名称の選定方法等について提案
7月15日	第3回協議会 第1回小委員会の報告 選定方法等について承認		
8月15日			募集開始
8月19日	第4回協議会		募集 約1か月 (広報活動)
9月16日			募集締切
			集計
			募集結果取りまとめ (集計)
10月7日		第2回小委員会 集計結果の報告 名称候補の絞込方法の検討	
10月21日	第5回協議会 第2回小委員会の報告		
10月27日		第3回小委員会 名称候補(複数)の絞込み	
11月4日		第4回小委員会 名称候補(複数)の決定 協議会における名称決定方法の検討	第4回小委員会の決定を受け、名称候補、名称の最終的な決定方法等について提案
11月18日	第6回協議会 小委員会の最終報告 「新市の名称」の提案		
12月16日	第7回協議会 「新市の名称」の協議・確認		

【公募を実施しない場合】

新市名称決定までのスケジュール（案）

時 期	協 議 会	小 委 員 会	事 務 局
5月19日	第1回協議会		
6月16日	第2回協議会 小委員会設置規程の承認		
6月27日		第1回小委員会 正副委員長の選出 名称選定方法の検討 名称選定基準の検討	
7月15日	第3回協議会 第1回委員会の報告 選定方法等について承認		第1回小委員会の決定を受け、名称の選定方法等について提案
7月下旬		第2回小委員会 委員から名称候補の提案 絞込方法の検討	
8月19日	第4回協議会 第2回小委員会の報告		
8月下旬		第3回小委員会 名称候補（複数）の絞込み	
10月21日	第5回協議会		
10月下旬		第4回小委員会 名称候補（複数）の決定 協議会における名称決定方法の検討	
11月18日	第6回協議会 小委員会の最終報告 「新市の名称」の提案		第4回小委員会の決定を受け、名称候補、名称の最終的な決定方法等について提案
12月16日	第7回協議会 「新市の名称」の協議・確認		

新市名称公募要領（案）

1 応募資格

新市の名称にふさわしい優れた名称の候補案をできる限り幅広く収集できるよう、1市2町(掛川市・大東町・大須賀町)の在住者・勤務者をはじめ、だれでも応募できるものとする。

2 応募方法

- (1) 応募はがき（料金後納）
- (2) 官製はがき
- (3) 封書
- (4) ファックス
- (5) インターネット・Eメール

応募はがきは、募集チラシとして協議会だより第3号に折り込み、1市2町の全世帯に配布するとともに、1市2町及び公共施設の窓口等に備え付ける。

3 記載内容

- (1) 新市の名称（漢字の場合はふりがなを明記）
- (2) 新市の名称の理由
- (3) 郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号

4 応募制限

- (1) 応募は、1人1名称1点限り有効とする。（複数応募の場合は、すべて無効とする。）
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称とする。

5 公募期間

- (1) 平成15年8月15日（金）～9月16日（火）
- (2) 郵送による応募の場合は、9月16日の消印まで有効とする。

6 応募作品の取り扱い

- (1) 応募された作品に関する一切の権利は、当協議会に帰属する。
- (2) 応募名称をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて補作することができる。その際は、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲で、これを行う。

7 賞品の取扱い

合併協議会において、新市の名称が決定された後、新市の名称として採用された名称を応募した者等の中から受賞者を選考する。

(1) 名付け親大賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選により1名を決定し、10万円相当の旅行券を授与

(2) 名付け親賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、名付け親大賞に決定された者を除き、抽選により5名を決定し、1万円相当の図書券を授与

(3) 参加賞

名付け親大賞及び名付け親賞に決定された者を除いたすべての応募者の中から抽選により10名を決定し、3千円相当の図書券を授与

8 発表

新市の名称が決定された後、名称選考の経過及び結果を協議会だより、ホームページ及び1市2町広報紙に掲載する。また、応募された作品の中から新市の名称が決定した場合は、賞品当選者に別途通知する。

9 名称募集の周知方法

- (1) 募集チラシ兼応募はがきの作成・配布
- (2) 協議会だより
- (3) 合併協議会ホームページ
- (4) 1市2町広報紙
- (5) 新聞広告への掲載など

(表 面)

募集チラシ兼応募はがき(案)

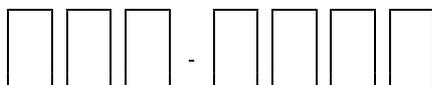
新市にふさわしい名称を募集します

仮に掛川市・大東町・大須賀町が合併した場合における新市の名称を募集します。

料金受取人払



差出人有効期限
平成15年
9月16日まで
(切手を貼らずに
ご投函ください)



静岡県掛川市長谷701番地の1
「掛川市役所」内

掛川市・大東町・大須賀町
任意合併協議会事務局 行

懸賞

名付け親大賞

1名

10万円分の旅行券

新市の名称として選ばれた
作品の応募者の中から
抽選により決定

名付け親賞

5名

1万円分の図書券

名付け親大賞の抽選から
もれた応募者の中から抽
選により決定

参加賞

10名

3千円分の図書券

名付け親大賞・名付け親賞
以外のすべての応募者の
中から抽選により決定

《問い合わせ先》

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局

〒436-8650 静岡県掛川市長谷701番地の1

TEL 0537-21-1211 FAX 0537-21-1212

ホームページ <http://www.kdo-gappei.jp>

e-mail info@kdo-gappei.jp

(裏 面)

あなたが決める！ 新市の名称大募集!!

募集要領

- 応募できる人 どなたでも応募できます。
- 募集期間 8月15日(金)～9月16日(火) 当日消印有効
- 応募の制限 応募は、1人1名称1点限り有効とします。複数応募の場合は無効とします。
漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書き
が容易な名称としてください。
- 応募記載内容 新市の名称(漢字の場合はふりがなをふってください)
名称の理由
郵便番号・住所・氏名・年齢・性別・電話番号
- 賞 品 名付け親大賞 『旅行券 10万円』
(新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選で1名)
名付け親賞 『図書券 1万円』
(新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から 名付け親大賞に選ばれた者を除き、抽選で5名)
参加賞 『図書券 3千円』
(名付け親大賞及び 名付け親賞に選ばれた者を除いたすべての応募者の中から抽選で10名)
- 発 表 協議会における選定の経過及び結果を「協議会だより」・「ホームページ」などに掲
載いたします。また、応募作品の中から新市の名称が決定した場合は、当選者を決
定し、ホームページなどに掲載いたします。
- そ の 他 応募された作品に関する一切の権利は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議
会に帰属します。
採用された作品については、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲で、必要に
応じて補作する場合があります。

応募方法

郵送での応募

募集チラシ兼応募はがき(右のはがき)又は、官製はがき、封書に必要事項を記入の上、ポストに投函してください。

FAXでの応募

右の記入用紙に必要事項を記入の上、送信してください。

FAX: 0537-21-1212

インターネットでの応募

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会のインターネットホームページの「何でも意見箱」へ必要事項を入力の上、応募してください。

http://www.kdo-gappei.jp

Eメールでの応募

下記アドレスへ必要事項を入力の上、応募してください。

info@kdo-gappei.jp

【問い合わせ先・応募先】

〒436-8650 静岡県掛川市長谷701番地の1
掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局
TEL 0537-21-1211 FAX 0537-21-1212
ホームページ http://www.kdo-gappei.jp
e-mail info@kdo-gappei.jp

新市名称応募記入用紙 / はがき

(ふりがな)	
新市の名称	
名称の理由	
住所 〒 -	
(ふりがな)	年齢 歳
氏名	性別 男・女
電話番号	

新市名称候補選定基準（案）

1 選定基準

新市の名称候補は、次の第1次選定基準の全てに該当し、かつ第2次選定基準のいずれか1つ以上に該当するもののうちから選定する。

(1) 第1次選定基準

漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。

全国の市と同じ表記でないこと。

(2) 第2次選定基準

地域の歴史、文化にちなんだ名称

地域を地理的にイメージできる名称

地域の特徴を表す名称

地域を対外的にアピールできる名称

地域の知名度の向上が期待できる名称

新市の将来をイメージした名称

その他新市にふさわしい名称

地域とは、1市2町（掛川市・大東町・大須賀町）の区域をいう。

2 選定方法

新市名称の候補は、小委員会において5点程度選定し、合併協議会に報告するものとする。

3 選定に当たっての留意事項

(1) 小委員会は、新市名称に関する調査・審議の結果として、候補となる5点程度を選定し、合併協議会に報告するものであり、最終的な決定は合併協議会が行うものであること。

(2) 公募結果については、小委員会における審議の参考として取り扱い、単に応募数の多寡により新市名称候補を選定するものではないこと。

（注）(2)については、公募を実施した場合のみ適用する。

新市名称の考え方

1 基本的な考え方

新設合併の場合は、すべての市町村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要があります。

なお、名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には、自由に定めることができますが、基本的な考え方として、次のことに留意する必要があります。

地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密接しており、地域住民にとって非常に重要な事柄であることは間違いありません。そのため、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また、近隣の地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配送等に混乱を生じるおそれがあるものは、市町村の名称として不適当であると考えられます。

市町村の名称として、大多数は漢字を使用していますが、平仮名や片仮名の市町村も存在します。しかし、記号やローマ字を名称として使用している市町村はありません。

「」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できませんので不適当であることは言うまでもありませんが、ローマ字はどうでしょうか。ローマ字の場合、音読は可能ですが、従来から使用されている漢字、平仮名、片仮名と違って日本語ではないということが大きなポイントになると思われます。

既に述べたように、市町村の名称は、地域住民の日常生活の至るところに関わり、住民にとって非常に重要な事柄ですので、ローマ字を使用することは、住民の「日本という国に住んでいる」という意識にまで影響を与えかねないということを考えますと、ふさわしくないのではないかと考えられます。

2 新市名称についての手続

合併により、新たに市町村が設置されるような新設合併の場合には、地方自治法第7条第1項の規定による関係市町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、県議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力を生じることになります。

3 新市において、既に全国にある市と同一の名称は使用できないのか

町村が市になった場合は、郡の区域から除外されるため、市の名称については、郡名を冠することができないので、町村以上に団体の識別が容易であることが求められています。

この点について、昭和45年3月12日付け自治振第32号の自治事務次官通知で「市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり又は類似することとならないよう十分配慮すること」と各都道府県知事あてに出されており、既に全国にある市と同一の名称は使用できません。また、東京都と広島県に「府中市」が存在しますが、これは両都県においてわずか1日違いで市制施行されたという特殊事情があったようです。

4 新市の名称に関し留意すべき基準（総務省見解）

(1) すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮城県日向市（ひゅうがし） 日向市（ひなたし）
静岡県清水市（しみずし） 清水市（きよみずし）
× 表記が同じ場合は不可。

異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市（せんだいし） 鹿児島県川内市（せんだいし）
佐賀県鹿島市（かしまし） 茨城県鹿嶋市（かしまし）

同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） 岐阜県瑞穂市（みずほし）
岐阜県池田町（いけだちょう） 大阪府池田市（いけだし）
全国的にみて、現在も同様の事例がある。

(2) 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合

【例】ALPS 山梨県南アルプス市
理由が明確であれば可。

(3) 略字及び算用数字等の使用

「ヶ」の使用

例：三ヶ日町、青ヶ島村など

「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9（数字）」の使用

× 日本語かどうかが解釈できない。適当とは思われない。

「々」の使用

例：小佐々町など

(4) 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】京都府八幡市（はちまんし） （やわたし）
埼玉県幸手市（こうでし） （さってし）
高知県宿毛市（しゅくげし） （すくもし）

新市名を告示する場合に、読みがなをふればよい。

(5) その他市の名称としてふさわしくないもの

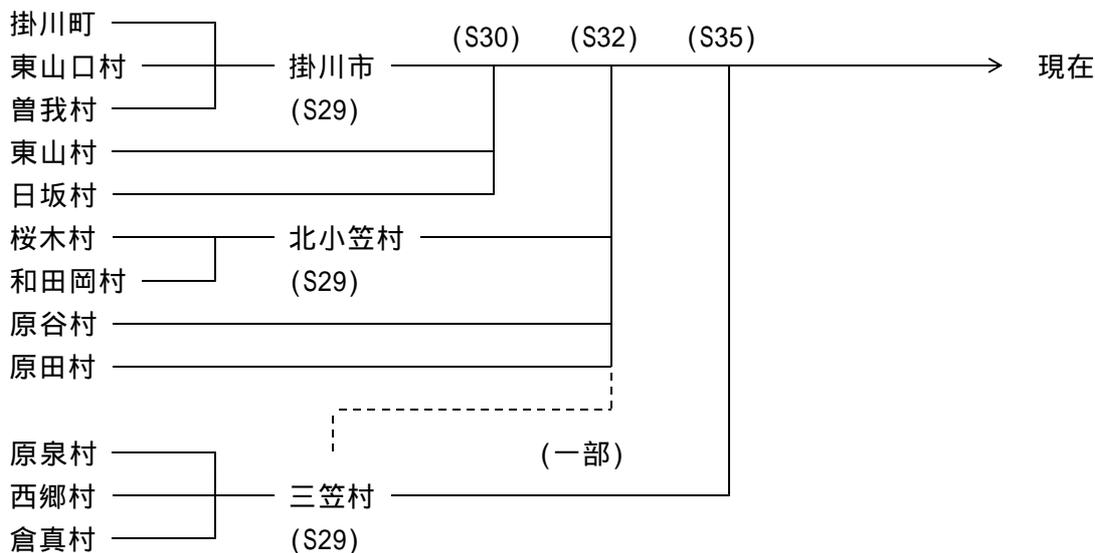
- ・ 公序良俗に反する名称
- ・ 長すぎる名称
- ・ 現在使用していない漢字を使用した名称

資料 2

1 市 2 町の名称の由来と変遷

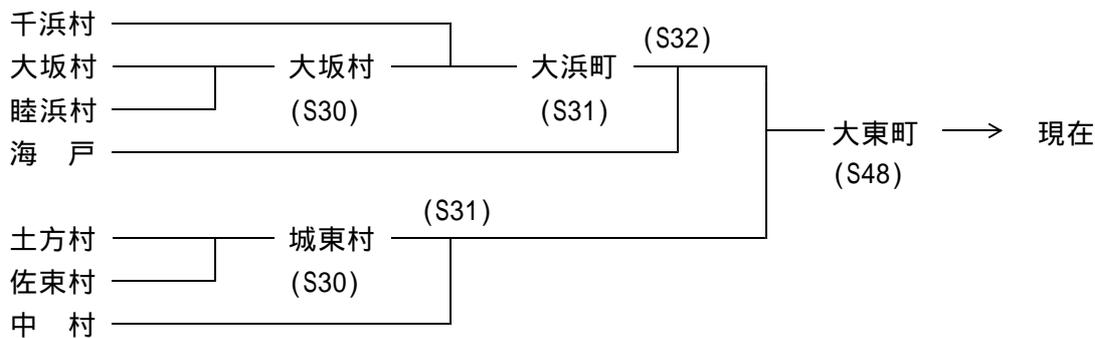
掛川市（昭和29年 3 月31日市制施行）

逆川に面し崖の欠けたところに立地したので崖川・欠川と呼ばれたことによる。また、当地は古代横尾駅の系譜を引くともいう。



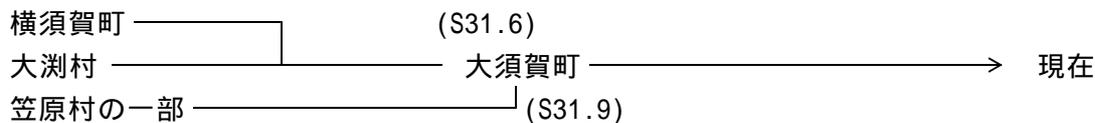
大東町（昭和48年 4 月 1 日町制施行）

昭和48年に、大浜町と城東村の 2 町村が合併して新たに「大東町」という名が付けられる。



大須賀町（昭和31年 6 月 1 日町制施行）

昭和31年に、横須賀町と大淵村の 2 町村が合併して新たに「大須賀町」という名が付けられる。



資料3

先進事例

協議会名 項目	(西東京市) 田無市・保谷市合併協議会	(さいたま市) 浦和市・大宮市・与野市 合併協議会	(周南市) 徳山市・新南陽町・熊毛町・ 鹿野町合併協議会
公募要領等の制定	有り	有り	有り
応募資格	制限なし	制限なし	3市2町の住民 居住経験のある者
応募方法	応募はがき(料金後納) 官製はがき 電子メール ファックス	応募はがき 官製はがき 電子メール ファックス	応募はがき 官製はがき 電子メール
記載事項	新市の名称 名称の理由(省略可) 住所・氏名・年齢・電話 話番号	新市の名称 名称の理由 住所・氏名・年齢・性別 電話番号	新市の名称 名称の理由 住所・氏名・年齢
応募の制限	漢字、ひらがな、カタ カナ 1人何点でも応募可 応募1件につき1点	漢字、ひらがな、カタ カナ 1人何点でも応募可	漢字、ひらがな、カタ カナ 1人1点のみ
関係市町村名の使用	可	可	可
周知方法	協議会だより 両市広報紙 ホームページ 新聞への掲載	協議会だより 各市広報紙 新聞 ポスター・チラシ テレビ	協議会だより 両市広報紙 特集号 新聞意見広告 ポスター
公募期間	平成11年11月1日 ～12月31日(2月)	平成12年1月10日 ～2月18日(1月)	平成12年7月1日 ～8月31日(2月)
賞品	名付け親賞 ... 1人 (旅行券 10万円) その他の賞 ... 数人 (図書券、礼券等合計20 万円)	名付け親賞 ... 1人 (旅行券 10万円) 特別賞 ... 10人 (旅行券 5万円) 参加賞 ... 1,000人 (図書券 1千円)	採用した場合には、記念 品を贈呈(多数の場合は 抽選)
新市名称	西東京市	さいたま市	周南市
圏域人口	約 176,959人	約 1,008,902人	約 158,606人
応募数	8,745	67,665	10,325

(静岡市) 静岡市・清水市合併協議会	大東町・加茂町・木次町・ 三刀屋町・吉田村・掛合町 合併協議会	東濃西部合併協議会 (多治見市・瑞浪市・土岐市・笠原 町)	出雲地区合併協議会 (出雲市・平田市・斐川町・佐田町 ・多伎町・湖陵町・大社町)
有り	有り	有り	有り
制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
応募はがき 官製はがき 電子メール ファックス	応募はがき(料金後納) 官製はがき 電子メール ファックス	応募はがき(料金後納) 官製はがき 封書 電子メール ファックス	応募はがき(料金後納) 官製はがき 封書 電子メール ホームページ ファックス
新市の名称 名称の理由 郵便番号・住所・氏名・ 年齢・電話番号・性別	新市の名称 名称の理由 郵便番号・住所・氏名・ 年齢・電話番号	新市の名称 名称の理由 住所・氏名・電話番号	新市の名称 名称の理由 住所・氏名・電話番号
日本語(常用漢字、ひ らがな、カタカナ)で で知的所有権等に抵触 しない名称 1人何点でも応募可 応募1件につき1点	漢字、ひらがな、カタ カナ 1人何点でも応募可 同一名称の応募は1点 のみ	漢字、ひらがな、カタ カナ 1人1点限り 1人で複数応募の場合 無効	漢字、ひらがな、カタ カナ 1人1名称1点
可	不可	可	可
両市広報誌 ホームページ チラシ・ポスター 新聞・情報誌への掲載	協議会だより ホームページ チラシ・ポスター C A T V	協議会だより 各市町広報紙 ホームページ 応募はがき(小・中・高) マスコミへの情報提供	協議会だより ホームページ 募集チラシ兼応募用紙 の作成・配布 ポスター
平成13年6月15日 ～8月31日(2月半)	平成14年12月24日 ～2月14日(1月半)	平成15年2月1日 ～3月31日(2月)	平成15年4月18日 ～5月31日(1月半)
名付け親賞 ... 3人 (旅行券・図書券 10万円) 参加賞 ... 300人 (図書券 2千円)	名付け親大賞 ... 1人 (旅行券 10万円) 名付け親賞 ... 5人 (特産品・図書券 10万円) 特別賞 ... 50人 (特産品・図書券 3千円)	名付け大親賞 ... 1人 (商品券 10万円) 名付け親賞 ... 10人 (図書券 1万円) 特別賞 ... 20人 (記念品 5千円相当)	名付け大親賞 ... 1人 (商品券・旅行券 5万円) 名付け親賞 ... 5人 (特産品セット・図書券 1万円) 特別賞 ... 30人 (特産品セット・図書券 3千円)
静岡市	-	-	-
約 706,513人	約 46,323人	約 221,321人	約 173,776人
5 1 , 8 8 3	6 , 3 0 6	7 , 9 5 8	9 , 1 4 4